

兵庫県保険医協会 姫路・西播支部ニュース

No. 270 2021年3月25日



発行 兵庫県保険医協会姫路・西播支部 支部長 正木茂博

連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F

兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1840 FAX/078-393-1802

「みんなでストップ! 患者・利用者の負担増」署名

支部目標達成へ、ご協力をお願いします

協会・保団連で取り組む、医療の患者窓口負担増と介護の利用者負担増を阻止するための「みんなでストップ! 患者・利用者の負担増」請願署名について、署名数と目標達成率で姫路・西播支部が県下全支部で第1位（3/8 現在、署名数 3,956、達成率 71%）となっている。負担増をストップし、支部目標（署名数 5,600）を達成するため、先生方のさらなるご協力をお願いする。

政府は、原則1割となっている75歳以上の窓口患者負担について、単身世帯で年収200万円以上を対象に2割に引き上げるという法案を、2月5日に通常国会に提出し、今国会中の成立をもくろんでいる。これ以上負担増が進むと、患者は必要な医療を受けることが難しくなる。また、負担がのしかかるのは、高齢者のみではなく、全ての世代に及ぶ。

協会・保団連では、「患者負担を増やさないことを求める署名」（みんなでストップ! 負担増署名）に取り組み、県下で26,486筆、姫路・西播支部で3,956筆に到達している（3月8日現在）。

幹事会の議論でも「2割負担は受診抑制を招く」との意見が出され、幹事を先頭に署名数を伸ばしてきた。

お手元に署名が残っている場合は、至急協会事務所までご返送いただきたい。また、2月

**75歳以上の窓口2割負担、介護サービス利用料引き上げなど
医療・介護の負担増の中止を求める請願署名**

請願の趣意

消費税率の10%への引き上げと増税の悪化、医療・介護の保険料の上昇などが、いま徴収を強く圧迫しています。年度の受取額の抑制で、高齢者を中心に、将来の生活への不安が広がっています。こうした中、政府は全世代型社会保障などと称して、あらゆる世代でさらなる医療や介護の負担増と給付抑制を検討しています。

医療費の窓口負担や介護利用料の引き上げ、保険の効く範囲を狭めることは、医療・介護を受けられない人を増やし、国民の健康を脅かします。

医療や介護の削減について言うならば、患者・利用者の負担を増やすのではなく、大企業や富裕層に充分の負担をしてもらうことで確保すべきです。

すべての人が安心して医療と介護を受けられるよう、私たちは、患者・利用者の負担軽減とともに、以下の事項を求めます。

請願事項

一、医療の患者負担を増やさないください

- 75歳以上の窓口負担の原則1割から2割への引き上げはしないこと
- 花柳診療費、痛み止め、薬方箋など、市販品のある薬の保険外しをしないこと
- 受診するたびに定額(100円または500円)を窓口負担に上乗せしないこと

一、介護の利用者負担を増やさないください

氏名	ご住所（県以上を記入してください）

(印刷・複製無償) 兵庫県保険医協会 事務局

「みんなでストップ! 患者・利用者の負担増」
請願署名用紙

26日にFAXでも署名のお願いをさせていただいた。スタッフ、ご家族のご協力も頂戴した上でご返信いただきたい。

第334回幹事会だより

2021年2月25日（木） 於：じばさんびる

■姫路・西播支部の会員数 684人（2月24日現在 医科437人、歯科247人）

■主な議論、報告

- ・新型コロナワクチンについて、地区ごとの接種方式について情報を共有した。
- ・5/29（土）歯科会員懇談会について、支部としても参加を呼びかけることを確認した。

支部ニュースへぜひご投稿ください

日常診療のことや、医科・歯科連携などテーマは自由です。

ぜひご投稿ください。よろしくお祈いします。

お問い合わせは [Tel:078-393-1840](tel:078-393-1840)

投稿は Fax:078-393-1820 または E-mail:yamakawa-t@doc-net.or.jp 担当：山川まで

健康情報テレホンサービス

通話料無料 **(0120) 979-451**



- ★24時間いつでも3分間程度の開業医の手作りの健康・医療情報を放送しています。
- ★インターネットでもご覧いただけます。過去の放送分もキーワード検索できます。URLは、<http://www.hhk.jp/> 左下のバナー「健康情報テレホンサービス」をクリック。

【3月のテーマ】

月曜日 子宮内膜症について
火曜日 口臭について
水曜日 膝半月板の損傷
木曜日 味覚の障害
金土日 大切な心の健康づくり

【4月のテーマ】

月曜日 川崎病とは
火曜日 最近の矯正治療に関するあれこれ
水曜日 肩関節の脱臼
木曜日 胃・十二指腸潰瘍
金土日 双極性障害とは

★患者さんに配布していただける放送テーマのミニチラシ（A6サイズ）を作成しています。送付ご希望の医療機関は事務局☎078-393-1840まで。

兵庫県保険医協会歯科部会、姫路・西播支部共催

社保・審査、指導対策 歯科会員懇談会

歯科保険ルールの再確認
と審査対策の情報提供も

保団連発行の歯科指導対策テキスト
2021年2月改訂版を1冊進呈

日時：5月29日(土) 18時30分～20時

会場 姫路・じばさんびる9階 901会議室（姫路駅南すぐ TEL：079-289-2832）

参加費：会員無料 参加対象：歯科会員

話題提供：協会歯科部会社保対策講師陣

ざっくばらんに交流しましょう！

姫路で5回目の歯科会員懇談会を企画しました。今回は、保団連が発行した『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト—審査対策を含めた日常の留意点—改訂第10版』をもとに、歯科保険請求ルールの再確認や審査対策などを中心に講師からお話します。日頃からのカルテ整備の一助になればと思います。

また、ご質問の多い、歯周病治療の流れとSPTの活用、などの情報提供をし、日常診療での保険請求など出しあって、ざっくばらんな意見交換をしたいと考えています。ぜひお気軽にご参加いただきますようご案内申し上げます。

協会未入会の先生はご入会の上ご参加下さい（入会金なし、月会費は歯科開業医5000円、勤務医3000円）。

お問い合わせは兵庫県保険医協会歯科部会・〒本田 TEL078-393-1809 FAX078-393-1802



兵庫県保険医協会歯科部会 歯科会員懇談会（5/29）参加申込書

医療機関名： _____ 所在地 _____ 市

電話： _____ FAX： _____

参加者氏名： _____

★社保・審査、指導についてのご質問や、返戻・減点事例、ご意見をお寄せ下さい↓

4月より、初再診料に5点の加算

診療報酬の臨時的取り扱い

厚労省は2月26日付け事務連絡において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月～9月診療分について、医科、歯科ともに、初診料、再診料等を算定する際、5点を加算できることとした。また入院においても、1日あたり10点を加算できることも示した。以下、当該事務連絡の抜粋を掲載する。

2. 各医療機関等における感染症対策に係る評価

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和3年4月診療分から9月診療分まで以下の取扱いとする。なお、その診療等に当たっては、患者及び利用者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

(1) 外来診療等及び在宅医療における評価

① 特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、医科診療報酬点数表の次に掲げる点数を算定する場合、「A001 再診料」注10に規定する時間外対応加算1に相当する点数（5点）（以下、「医科外来等感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとすること（ただし、コ、サ、スからチまで及びテについては、アからウまでに該当する点数と併算定しない場合に限る。）。

- | | | |
|--------------------------------|----------------------------|--------------------|
| ア 初診料 | イ 再診料（注9に規定する電話等による再診を除く。） | ウ 外来診療料 |
| エ 小児科外来診療料 | オ 外来リハビリテーション診療料 | カ 外来放射線照射診療料 |
| キ 地域包括診療料 | ク 認知症地域包括診療料 | ケ 小児かかりつけ診療料 |
| コ 救急救命管理料 | サ 退院後訪問指導料 | シ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ） |
| ス 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料 | セ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | タ 在宅患者訪問薬剤管理指導料 |
| ソ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 | チ 在宅患者訪問栄養食事指導料 | ツ 在宅患者緊急時等カンファレンス料 |
| テ 精神科訪問看護・指導料 | | |

② 特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、歯科診療報酬点数表の次に掲げる点数を算定する場合、「A002 再診料」注9に規定する明細書発行体制等加算の5倍に相当する点数（5点）（以下、「歯科外来等感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとすること（ただし、エ及びオについては、ウに該当する点数を併算定しなかった場合に限る。）。

- | | | |
|-------------|----------------------------|--------------------|
| ア 初診料 | イ 再診料（注7に規定する電話等による再診を除く。） | ウ 歯科訪問診療料 |
| エ 訪問歯科衛生指導料 | オ 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | カ 在宅患者緊急時等カンファレンス料 |

(2) 入院診療における評価

保険医療機関において、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、次に掲げる点数を算定する場合、一日につき「A218 地域加算（6級地）」の2倍に相当する点数（10点）（以下、「入院感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとすること。

- | |
|----------------------------------|
| ア 医科点数表の第1章第2部第1節に規定する入院基本料 |
| イ 医科点数表の第1章第2部第3節に規定する特定入院料 |
| ウ 医科点数表の第1章第2部第4節に規定する短期滞在手術等基本料 |
| エ 歯科点数表の第1章第2部第1節に規定する入院基本料 |
| オ 歯科点数表の第1章第2部第3節に規定する特定入院料 |
| カ 歯科点数表の第1章第2部第4節に規定する短期滞在手術等基本料 |